

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 令和9年度特別研究員（地域連携型）公募要領

令和8年10月24日
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1. 趣旨

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）では、国の特別支援教育政策の推進、教育現場や各障害種における喫緊の課題解決に寄与する研究を進めるため、都道府県・指定都市等教育委員会に参画いただき、教育現場の情報を得ながら研究を推進しております。

このような研究を行うために、令和3年度から、特別支援教育に関わる教職員を特別研究員として研究所に派遣し、研究職員と共に研究を行う都道府県・指定都市等教育委員会に対し、特別研究員（地域連携型）（以下「特別研究員」という。（資料1参照））の公募を実施しており、今般、令和9年度に研究に参画する特別研究員を公募します。

2. 対象者

研究職員と共に研究し、各地域の課題に関連する研究（以下「地域課題の研究」という。）を行う資質のある、以下のいずれかに当てはまる者。

- ・教育委員会、教育センター等で特別支援教育に関わる職員
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教職員

※申請は都道府県又は指定都市教育委員会を通じて行っていただきます。

3. 派遣期間

令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで

※実際の来所期間は令和9年4月12日（月）から令和10年3月17日（金）を予定

4. 派遣に係る教育委員会、及び特別研究員の役割

（1）教育委員会

- ・特別研究員の派遣を研究所に申請する。
- ・特別研究員を研究所に1年間派遣する。
- ・特別研究員を派遣する研究課題の研究協力機関となる（資料2参照）。具体的には、特別研究員の活動内容を把握し、研究所の研究課題に関連する地域の情報収集や研究所の研究課題に関連した地域課題の研究実施を支援する。
- ・特別研究員が参画する研究チームの要請により、研究協議会に参加する場合がある。
- ・特別研究員派遣に伴う経費について負担する（資料3参照）。

※市区町村教育委員会より特別研究員を派遣する場合は、市区町村教育委員会と合わせて、所在する都道府県教育委員会も研究協力機関となっていただきます。

（2）特別研究員

- ・特別研究員は、1年間研究所に勤務しながら、研究所の研究に参画する。
- ・研究課題に関連する地域の情報の提供や他の都道府県等の先進的な取組等に関する情報収集を行うなど、研究職員と協働して研究に取り組む。
- ・研究所の研究課題と関連した地域課題の研究を行う。

別紙

5. 受入に係る研究所の役割

- ・派遣申請のあった教職員等を、申請内容を元に参画する研究課題を決定し、特別研究員として受け入れる。また、教育委員会を研究協力機関に指定する（資料2参照）。
- ・特別研究員が参画する研究課題の研究チーム内に特別研究員の研究支援担当者を置き、研究課題に関する地域課題の研究を支援するとともに、研究課題に関連した地域の情報を得ながら研究を推進する。
- ・研究所が行う研修等、専門性向上に資する活動の機会を特別研究員に提供する。
- ・参画する研究チームの研究課題に係る経費について支出する。
- ・宿泊施設（研究所敷地内）等を提供する（宿泊料は所属する教育委員会又は特別研究員本人負担）。

6. 申請について

（1）申請方法

- ・申請についてあらかじめ対象者の所属する機関（例：市区町村立小学校の場合は、市区町村教育委員会等）の了承を得るようお願いいたします。申請に当たっては、次の公募課題一覧を参照し、1課題を選択の上、申請書（様式）を作成してください。
- ・都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校等または域内の市区町村の学校等について、指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校等について、申請書を取りまとめの上、当研究所に申請書を御提出ください。
 1. 対象者が都道府県教育委員会、都道府県立教育センター・特別支援教育センター、都道府県が設置する学校（特別支援学校等）等に所属する場合は、申請書を都道府県教育委員会へ御提出ください。
 2. 対象者が指定都市を除く市区町村教育委員会、市区町村教育センター・特別支援教育センター、市区町村が設置する学校（小・中学校等）に所属する場合は、市区町村教育委員会へ申請書を御提出ください。市区町村教育委員会におかれましては、とりまとめの上、所在する都道府県教育委員会に御提出ください。
 3. 対象者が指定都市教育委員会、指定都市立教育センター・特別支援教育センター、指定都市が設置する学校に所属する場合は、申請書を指定都市教育委員会に御提出ください。

※特別研究員が行う地域課題の研究内容については、公募課題に関連した内容を御記入ください。

※申請様式は、本研究所ホームページよりダウンロードできます。<https://www.nise.go.jp/study>
掲載場所：トップページ→研究→特別研究員（地域連携型）の公募

（2）申請書の提出及び提出期限

令和9年1月20日（水）までに下記提出先に電子メールで御送付ください。

宛先：v-jt-suishin@nise.go.jp（研究企画部 特別研究員公募担当）

7. 特別研究員受入の決定

特別研究員の受入可否については、令和9年2月中旬頃にお知らせします。

なお、審査に当たり、必要に応じて各申請機関に直接問い合わせることがあります。

申請いただいた全ての者・機関が決定されとは限りませんので、御了承ください。

特別研究員が所属する教育委員会等を研究協力機関に指定し、研究協力機関謝金（令和8年度現在：1機関30,000円／年）を令和9年8月頃にお支払いします。

8. 本件問い合わせ先

住所 〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究企画部 山口・小林・金子

電子メール：v-jt-suishin@nise.go.jp 電話 046-839-6932

令和 9 年度研究課題一覧

○横断的研究

1：インクルーシブ教育システムに関する研究

－市町村におけるインクルーシブ教育システム構築の現状と課題に関する研究－（令和 8～9 年度）

2：通常の学級に在籍する子供への個に応じた指導・支援に関する研究

－通常の学級を基盤とする重層的な指導・支援の在り方に関する研究－（令和 8～9 年度）

3：特別支援教育の教育課程の基準等に関する研究

－特別支援学校における新学習指導要領の理念を踏まえた深い学びの実装－（令和 8～10 年度）

4：デジタル学習基盤の効果的な活用に関する研究

－特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びと協働的な学びに関する研究－（令和 8～10 年度）

※以下、各研究課題による、テーマ、研究概要、令和 9 年度特別研究員（地域連携型）に期待される研究活動は、令和 8 年 10 月時点のものになります。

1：インクルーシブ教育システムに関する研究－市町村におけるインクルーシブ教育システム構築の現状と課題に関する研究－（令和 8～9 年度）

【研究概要】

障害者の権利に関する条約に署名して以降、日本は特別支援教育への転換、インクルーシブ教育システムの構築に取り組んできた。しかしながら、国連による第一回政府報告審査では、通常の学級における教員の理解不足や合理的配慮をめぐる課題が指摘され、中央教育審議会教育課程企画特別部会（2025）がまとめた論点整理の中でも同様の課題が指摘されている。

また、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求する一方、特別支援学級に在籍する子どもの数は年々増加しており、就学先及び学びの場の決定の課題も生じている。インクルーシブ教育システムの推進が求められる中、これらの課題への対応を考えるためには、小・中学校を管轄する教育委員会を対象に自治体の状況に着目した研究が必要と考えた。

そこで、本研究では、自治体の体制や教育委員会におけるインクルーシブ教育システムにおける状況等について調査をおこない、就学先及び学びの場の決定等との関連を明らかにする。これにより、現在生じている課題の要因を、市町村教育委員会の視点から検討し、課題改善として期待される教育委員会の役割や体制等について自治体規模をふまえた提案を行う。

2：通常の学級に在籍する子供への個に応じた指導・支援に関する研究－通常の学級を基盤とする重層的な指導・支援の在り方に関する研究－（令和 8～9 年度）

【研究概要】

本研究は、通常の学級を基盤とする重層的な指導・支援の充実に向けて、個に応じた指導・支援の実践上の課題を明らかにするとともに、それを支える要素とその関係性を整理することを目的とする。

具体的には、通常の学級担任が子供の困難さの背景要因に着目し、適切な手立てを講じる際に直面する困難や制約の実態を把握する。その上で、指導・支援を支える校内体制、教員の専門性、授業づくりや学級経営上の工夫といった要素を整理し、それらの相互の関係性を構造的に検討する。なお、本研究の実施に当たっては、令和 5 年度から令和 7 年度に実施した重点課題研究「多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究」で示された 4 観点 22 項目、令和 3 年度から令和 4 年度に実施した重点課題

別紙

研究で整理された「教科指導上の個に応じた配慮を考える流れ」、さらに平成 20 年度から平成 21 年度に実施した重点推進研究で示された学級サポートプランを参照しながら研究を進める。

令和 8 年度から 9 年度にかけては、全国の小・中学校等を対象とした調査を実施し、通常の学級における指導・支援の実践上の課題や制約の実態を把握する。また、先行研究において好事例とされた学校の取組を分析するとともに、個に応じた指導・支援を評価・改善するための指標を検討し、重層的な指導・支援の充実に資する基礎的な知見を提示する。

3：特別支援教育の教育課程の基準等に関する研究－特別支援学校における新学習指導要領の理念を踏まえた深い学びの実装－（令和 8～10 年度）

【研究概要】

本研究は、特別支援学校に在籍する児童生徒の各教科等における資質・能力の育成に向け、新学習指導要領の理念を踏まえた教育課程編成及び授業づくりの在り方を明らかにし、各学校における実践の充実に資することを目的とする。特に、各教科等における「深い学び」をどのように具現化するか、また、次期学習指導要領改訂に向けて重視される情報活用能力の向上をどのように教育課程に位置付けるかを中心的な課題として検討する。

令和 8 年度から 10 年度にかけては、「特別支援学校における新学習指導要領の理念を踏まえた深い学びの実装に関する研究」として、特別支援学校に在籍する児童生徒の各教科等における資質・能力の育成に向け、新学習指導要領の理念を踏まえた「深い学び」を授業において具現化するための方策を明らかにする。具体的には、「資質・能力の深まりと一体的育成の可視化」を踏まえた単元づくりや授業実践に必要な諸要素を整理し、障害の状態等を踏まえたモデルを提示する。あわせて、自立活動と各教科等との関連や、情報活用能力の向上を見据えた教育課程編成及び指導内容の在り方を検討し、デジタル学習基盤の活用を含む好事例を収集・整理して普及に資する成果を示す。

4：デジタル学習基盤の効果的な活用に関する研究－特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びと協働的な学びに関する研究－（令和 8～10 年度）

【研究概要】

本研究は、特別支援教育におけるデジタル学習基盤の効果的な活用を通して、自立活動及び各教科等における個別最適な学びと協働的な学びの充実に図り、それらを主体的・対話的で深い学びへとつなげる方策を明らかにすることを目的とする。1 人 1 台端末、支援機器、入出力支援装置、アクセシビリティ機能、生成 AI 等の活用実態や活用条件を整理するとともに、障害の状態や発達の段階、学習場面に応じた効果的な活用の在り方を検討する。

令和 8 年度から 10 年度にかけては、「特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した一人一人の教育的ニーズに応じた個別最適な学びと協働的な学びに関する研究」として、特別支援教育における個別最適な学びと協働的な学びの充実に向け、デジタル学習基盤の活用の在り方を明らかにする。具体的には、「障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用」を基盤としつつ、「個別最適な学びと協働的な学びの実現」に向けた授業改善に関する研究を研究協力機関と実施する。あわせて、各教科等の資質・能力の育成に向けた実践事例を収集し、デジタル学習基盤を活用した学びの成立条件、活用の効果及び課題を明らかにする。さらに、特別支援学校を対象とした調査により、デジタル学習基盤の整備及び活用の全国的状況と課題を把握するとともに、研究協力機関に対する伴走型の授業改善支援や指導助言を通して、特別支援教育におけるデジタル学習基盤活用のモデルを作成し、提示することで、特別支援教育におけるデジタル学習基盤の効果的な活用の充実に目指す。